



平成 28 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 はるやま商事株式会社
代表者名 代表取締役
社長執行役員 治山 正史
(コード番号：7416 東証第1部)
問合せ先 執行役員 竹内 愛二朗
(TEL 086-226-7101)

会社分割による持株会社体制への移行及び
定款一部変更（商号及び事業目的等の変更）に関するお知らせ

当社は平成 28 年 10 月 19 日開催の取締役会において、平成 29 年 1 月 4 日をもって持株会社体制へ移行するべく下記のとおり会社分割（新設分割）（以下「本新設分割」といいます。）を実施し、同日付で商号を「株式会社はるやまホールディングス」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制に相応しい内容に見直す旨決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行は、平成 28 年 12 月 20 日開催予定の臨時株主総会において、本新設分割に関する議案が承認されることを条件として実施する予定です。

また、本新設分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本新設分割による持株会社への移行

1. 背景と目的

当社は、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。

当社を取り巻く経営環境は、スーツの国内市場が成熟し、競争のグローバル化が進むなか、同業他社の業種業態を超えた事業展開などの動向が注目され、大きな変革の時期を迎えております。このような経営環境のもと、当社は、現在、「商品力の強化」、「集客力の強化」、「生産性の向上」の3つの主要施策を掲げ、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる基本戦略を採用しております。

「商品力の強化」に関しましては、商品の機能性を重視し、従来にない付加価値をお客様に提供し続けるため、縮小傾向が懸念される紳士服市場において、同業他社とは異なる目線で商品を開発することに取り組んでおります。また、「集客力の強化」に関しましては、今後の「オムニチャネル時代」の到来を見据え、リアルショップとネットショップの連携を強化し、広告宣伝媒体を見直すとともに、顧客関連のビッグデータを活用し、効率よく集客できる仕組みづくりにも注力しております。さらに、「生産性の向上」に関しましては、人員の再配置やスタッフ教育の強化などの従来施策に加え、各種業務マニュアルの活用やIT（情報技術）の有効利用により、店舗での作業の省力化と時間短縮を図るとともに、分かりやすい商品説明やお客様の立場にたった提案など、サービスレベルの維持・向上を前提に、購入プロセスを多面的に分析したうえで、効率よく販売活動ができる施策を検討、実践してまいります。

当社は、これらの基本戦略をより効率的かつ効果的に当社グループ全体へ浸透させ、グループの持続的成長を果たすため、持株会社体制へ移行することといたしました。

当社グループが今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社制に移行する目的は次のとおりです。

(1) グループ戦略機能の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させることを目的としております。また、持株会社制に移行することで、新規事業やM&Aを含むグループ経営戦略の立案機能を強化し、グループ内経営資源の配分を最適化してまいります。

(2) 事業会社に応じた価値創造力の発揮

グループ企業各社に権限と責任を委譲することにより意思決定の迅速化を図ることで、経営環境の変化に適宜適切に対応し、顧客のニーズに対応した商品・サービスの「創造力」を高め、グループ成長戦略を構築してまいります。

(3) 経営者人材の確保・育成

経営の意思決定と業務執行を分離することで、持株会社と各子会社の役割分担が明確になり経営責任の所在が明らかになることから、今後の当社グループ成長戦略を担う経営者としての人材をグループ全体から確保するとともに、グループの変革を推進する次世代のリーダー育成に持続的に取り組んでまいります。

当社の持株会社体制への移行方法は、新設分割により、現在展開しております衣料品及びその関連洋品の販売事業を担う事業会社（以下「新設会社」といいます。）を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能及び各事業会社の管理機能を担い、引き続き上場を継続します。当社は、持株会社体制への移行により、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

平成 28 年 9 月 15 日	臨時株主総会基準日公告日
平成 28 年 10 月 19 日	新設分割計画承認取締役会
平成 28 年 12 月 20 日	新設分割計画承認臨時株主総会（予定）
平成 29 年 1 月 4 日	分割期日（予定）

(2) 分割方式

① 分割方式

当社を分割会社とし、新設分割設立会社 1 社を承継会社とする分社型新設分割を予定しており、現行の当社の衣料品及びその関連洋品の販売事業を、本新設分割により設立する「はるやま商事株式会社」に承継させます。

注）当社は、本件分割期日に持株会社体制へ移行し、「株式会社はるやまホールディングス」へ商号変更予定です。

② 当該分割方式を採用した理由

持株会社体制への移行を効率的、かつ、円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「はるやま商事株式会社」が発行する普通株式 2,000 株をすべて当社に割り当てます。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取扱いの変更はありません。当社は、新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象

事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	新設会社 (平成 29 年 1 月 4 日設立予定)
商号	はるやま商事株式会社 (平成 29 年 1 月 4 日付で株式会社はるやまホールディングスに商号変更予定)	はるやま商事株式会社
事業内容	衣料品及びその関連洋品の販売事業	衣料品及びその関連洋品の販売事業
設立年月日	昭和 49 (1974) 年 11 月 6 日	平成 29 (2017) 年 1 月 4 日 (予定)
本店所在地	岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号
代表者	代表取締役社長執行役員 治山 正史	代表取締役会長 治山 正史 代表取締役社長 伊藤 卓
資本金	3,991 百万円	100 百万円
発行済株式数	16,485,078 株	2,000 株
決算期	3 月末日	3 月末日
大株主及び持株比率	治山 正史 13.91% 治山 正次 10.67% 治山 邦雄 9.09% 有限会社岩渕コーポレーション 8.03% 株式会社四国銀行 4.58% はるやま取引先持株会 2.82% はるやま社員持株会 2.67% 治山 美智子 2.17% 岩渕 典子 2.12% 株式会社中国銀行 1.89%	株式会社はるやまホールディングス 100%

(分割会社の最近決算期の業績)

決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純資産 (百万円)	34,524	34,494	35,120
総資産 (百万円)	58,241	59,618	58,804
1 株当たり純資産 (円)	2,126.80	2,120.78	2,158.61
売上高 (百万円)	51,649	47,954	50,894
営業利益 (百万円)	3,456	1,434	2,242
経常利益 (百万円)	3,805	1,722	2,510
当期純利益 (百万円)	1,408	216	942
1 株当たり当期純利益 (円)	86.93	13.32	57.94

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

衣料品及び関連洋品の販売事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成 28 年 3 月期）

	分割する事業部門の 経営実績 (a)	分割会社の実績 (b)	比 率 (a/b)
売上高（百万円）	50,894	50,894	100.0%
売上総利益(百万円)	29,652	29,652	100.0%

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額（平成 28 年 3 月期）

資産		負債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産（百万円）	13,490	流動負債（百万円）	12,893
固定資産（百万円）	－	固定負債（百万円）	490
合 計（百万円）	13,490	合 計（百万円）	13,383

5. 分割後の状況

	分割会社	新設（承継）会社
(1) 名称	株式会社はるやまホールディングス	はるやま商事株式会社
(2) 所在地	岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 治山正史	代表取締役会長 治山 正史 代表取締役社長 伊藤 卓
(4) 事業内容	グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借	衣料品及びその関連洋品の販売事業
(5) 資本金	3,991 百万円	100 百万円
(6) 決算期	3 月末日	3 月末日

6. 今後の見通し

本新設分割は当社による単独新設分割であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

（参考）当期連結業績予想（平成 28 年 5 月 12 日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期業績予想 （平成 29 年 3 月期）	57,000	2,450	2,700	1,100
前期実績 （平成 28 年 3 月期）	54,380	2,352	2,610	1,040

II. 商号変更及び定款の一部変更

1. 変更の理由

- (1) 当社は、「I. 本新設分割による持株会社への移行」に記載のとおり、平成29年1月4日付での本新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号及び目的の変更（定款第1条及び第2条）を行うとともに、附則を新設するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において責任限定契約を締結できる会社役員が変更になりました。「当該法律改正」により新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び全ての監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、定款第29条第2項及び第38条第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第29条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定（第44条及び第45条）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定（第44条及び第45条）を削除するものであります。
- (4) 法令に定める監査役員数を欠くことになった場合における補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とする旨の定款規定（第31条第3項）を新設するものであります。

2. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、<u>はるやま商事株式会社</u>と称し、英文では <u>Haruyama Trading Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）衣料品及び洋品雑貨の仕入販売及び縫製加工。 （新 設）</p> <p><u>(2)～(4)</u> (条文省略)</p> <p><u>(5)</u> 医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥</p>	<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社はるやまホールディングス</u>と称し、英文では <u>Haruyama Holdings Inc.</u> と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>（1）衣料品及び洋品雑貨の<u>製造、仕入販売、卸業及び縫製加工。</u></p> <p><u>(2) 意匠権・商標権等の無体財産権の取得・使用・維持・管理・利用許諾・売買。</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(6)</u> 医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥</p>

<p>料・石油・ガス類・度量衡器及び医療用具の製造並びに販売。</p> <p>(6)～(12) (条文省略) (新 設)</p> <p>(13) (条文省略)</p> <p>(14) 不動産の賃貸・管理・保有並びに運用。</p> <p>(15)～(16) (条文省略)</p> <p>(17) 寝具のデザイン、製作、売買、輸出入。</p> <p>(18) 商品券の販売。</p> <p>(19) (条文省略) (新 設)</p> <p>(20) (条文省略) (新 設)</p> <p>(21) (条文省略)</p> <p>(22) 上記に附帯関連する一切の業務。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額</p>	<p>料・石油・ガス類・度量衡器・<u>管理医療機器</u>及び医療用具の製造並びに販売。</p> <p>(7)～(13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>データの加工及び販売業務。</u></p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>(16) 不動産の賃貸・媒介・管理・保有・運用及び企業に対する投資業務。</p> <p>(17)～(18) (現行どおり)</p> <p>(19) 寝具のデザイン、製作、<u>設計、施工</u>、売買、輸出入。</p> <p>(20) 商品券・その他の金券・前払式支払手段及び各種割引優待券の発行、売買並びにその他代行業務。</p> <p>(21) (現行どおり)</p> <p>(22) <u>生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務。</u></p> <p>(23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務並びに通関業務。</u></p> <p>(25) (現行どおり)</p> <p>(26) <u>上記各号に附帯関連する一切の業務。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但</p>
---	---

<p>は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、</p>	<p>し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第44条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、平成28年12月20日開催予定の臨時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どお</p>
--	---

	<p><u>り承認可決されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第 2 条</u> 本附則は、前条に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</p>
--	---

3. 定款変更の日程

平成 28 年 10 月 19 日	取締役会決議
平成 28 年 12 月 20 日	定款変更承認株主総会（予定）
平成 29 年 1 月 4 日	定款変更の効力発生日（予定）

以 上